

令和5年（ワ）第90号差止請求事件

原告 黒木 紹光

被告 日向市長 十屋 幸平

求釈明申立書

令和5年10月12日

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

原告 黒木 紹光

上記当事者間における頭書事件につき、原告は被告に対し、以下の通り釈明を求め、第1回口頭弁論までに回答されたい。

第1 求釈明申立の前提事実

原告は、令和5年9月29日、宮崎地方裁判所延岡支部へ訴状提出後、本件問題担当部署日向市資産経営課黒木課長へ電話で訴状提出の事実を通知した。その際のやり取りの中で、原告は、黒木課長へ「日向市に訴状が届くまでは何もしないでお待ちください。9月22日付日向市回答の通り強行したら取り返しがつかないともない問題になります。なので、まずは訴状が届いてから、弁護士と相談して判断してください。」と伝えた。

令和5年10月11日午前中、知人より原告に「業者が大王谷プール解体工事を始めている。」という知らせの電話があった。にわかには信じられなかったが、とりあえず現地に行った。事実だった。

同日、日向市資産経営課黒木課長へ電話すると、想定外の驚くべき言葉が返ってきた。黒木課長は、多くの日向市民の意向を無視し、裁判によって誤りと判断される可能性もお構いなしに、「予定通り粛々と進める」としゃあしゃあと答えた。

翌日（10月12日）10時、直接会って話すために、日向市資産経営課黒木課長を訪ねると、「一切返答しない。質問があれば文書でお出してください。」と言われた。

第2 求釈明

1 「回答書（甲11）」について

- (1) 回答内容は、だれが起案し、だれの下承を得たものか？
- (2) 起案に際し、弁護士等の法の専門家による判断および助言を受けたか？受けた場合、いつ、どこで、だれの、どのような判断および助言を、どのような手段（電話・メール・面談）で受けたか？
- (3) 弁護士等の法の専門家による判断および助言を受けなかった場合、なぜ受けなかったのか？
- (4) 回答内容は、被告が令和6年3月の市長選挙に負けた場合、日向市が莫大な賠償金の支払い義務を負うことが避けられないことを承知した上か？

2 令和5年9月29日原告と日向市資産経営課黒木課長電話会話について

- (1) 原告より提訴した旨の電話があったことを、日向市職員間及び被告と共有したか？共有した場合、だれと共有したか？しなかった場合、なぜ共有しなかったのか？
- (2) その後、原告より求められた「日向市に訴状が届くまでは何もしないでお待ちください。」について、日向市職員間及び被告と協議したか？協議した場合、だれと協議したか？しなかった場合、なぜ協議しなかったのか？
- (3) 原告より訴状が届くまで待つように言われたにもかかわらず、なぜ待たなかったのか？
- (4) 訴状が届くまで待つ期間は常識的に考えて1～2週間程度と考えられるが、その期間を待たずに進める具体的なメリットは何か？また、そのメリットと強行した場合のデメリット（リスクの発生）を比較してメリットの方が大き

いと判断した理由を答えよ。

3 令和5年10月11日原告と日向市資産経営課黒木課長電話会話について

黒木課長は、「大王谷プール解体工事は法的に何も問題ない」と答えたが、答えた以上、その根拠を認識していた筈である。では、その根拠を①地方自治法及び公共サービス基本法、②環境権侵害、③背任罪について、それぞれ答えよ。また、その判断は自らしたのか、それとも弁護士等を含む第三者に授けられたものか、その場合、いつ、どこの、だれの判断か？

第3 市民説明会の実施申入

被告による大王谷プール解体工事強行については、訴状において提示した違法の疑いがあり、公共の福祉に反する行為でもある。また、多くの日向市民は、「大王谷プール解体工事中止を求める署名472名分（甲6）」の通り、大王谷プール解体工事に反対の意を示している。

仮に被告が法及び公共の福祉に反しないという確信をもって大王谷プール解体工事を強行したなら、施政者として、日向市民に対して、それを説明する責任がある。

については、30日以内（11月12日まで）に、大ホールにて被告自ら市民説明会を実施することを求める。尚、本申入に対する回答については、第2求釈明に対する回答とは別に、1週間以内（10月19日まで）に求める。

以上